

都留市宅配ボックス購入費補助金に関するよくある質問とその回答

No.	項目	質問	回答
1	対象製品	対象となる宅配ボックスを教えてください。	対象となる宅配ボックスは以下の全ての要件に該当するものです。 ①鍵、ダイヤル錠等により盗難防止機能を有しているもの。 ②宅配荷物の受け取りを可能とした製品であること。 ③購入したものであること。（リース・レンタル・自作のもの対象外） ④令和7年4月1日以降に購入したものであること。（それ以前に購入したものは対象外） ※令和8年3月中に購入したものは対象外
2	対象製品	宅配ボックスを購入した際、申請に必要なものは何ですか。	購入に要した費用がわかる領収書（購入店、購入日、購入金額、購入品名、ポイント支払額が確認できるもの）が必要となります。 ※請求書や納品書では受け付けられません。
3	対象製品	個人間で購入した宅配ボックスは対象になりますか。	対象となります。オークションサイトやフリマサイトなどを利用して個人間で購入した宅配ボックスは対象となりますが、No1の要件を満たす必要があります。
4	対象製品	リユース品（中古品）は対象となりますか。	対象となります。ただし、No1の要件を満たす必要があります。
5	対象製品	宅配バッグは対象となりますか。	対象となります。ただし、No1の要件を満たす必要があります。
6	対象製品	郵便ポストと宅配ボックスが一体になっているものは対象になりますか。	対象となります。ただし、No1の要件を満たす必要があります。
7	対象製品	宅配ボックスは移動等できないように固定する必要はありますか。	宅配ボックス本体の要件はありますが、固定の有無については要件としておりません。
8	対象製品	購入した宅配ボックスは、いつから使用できるのでしょうか。	購入後、すぐに使用できますが、申請内容に不備等があれば、補助対象とならない場合があることをご承知おきください。
9	対象製品	購入予定の宅配ボックスが補助対象となるか知りたいのですが。	要綱、チラシ、ホームページ等でご確認いただけますが、わからない場合は、購入前に市民課にお問い合わせください。 TEL：0554-43-1111 mail：shimin@city.tsuru.lg.jp
10	補助対象	補助対象者の条件を教えてください。	※次の場合のそれぞれの要件を全て満たす方 ●戸建住宅又は集合住宅に個人使用を目的とした宅配ボックスを購入する場合 ・申請日において、本市に居住し、住民基本台帳に登録されている方 ・宅配ボックスを設置する敷地又は住宅が、自ら所有するものでない場合は、所有者等から設置の同意が得られている方 ・市税等の滞納のない方。 ●集合住宅に共同使用を目的とした宅配ボックスを購入する場合 ・個人の場合は、市税等の滞納がないこと。 ・法人の場合は、当該法人に係る市税等を滞納していないこと。
11	補助対象	すでに宅配ボックスがあり、これから増設する場合、補助対象となりますか。	対象となります。ただし、本補助制度では、補助対象者の属する世帯につき1基限り、所有する集合住宅1棟につき1回限りの補助対象となります。

都留市宅配ボックス購入費補助金に関するよくある質問とその回答

No.	項目	質問	回答
12	補助対象	集合住宅に複数の宅配ボックスを組み合わせる設置する場合、補助対象となりますか。	集合住宅に賃貸で居住している方については複数の宅配ボックスを設置することはできません。 集合住宅の所有者等につきましては個人使用目的及び共同使用目的のいずれも補助対象となりますので、複数の宅配ボックスを設置することができます。ただし、正面玄関にセキュリティ機能を備える集合住宅は、共同使用のみが対象となります。
13	補助対象	個人で購入し、事業所に設置する場合は、補助対象となりますか。	対象となりません。居住する住宅以外への設置は対象外となります。
14	補助対象	住民票は都留市外にあり、市内にある住宅の宅配ボックスの設置を考えていますが、補助対象となりますか。	対象となりません。居住する戸建住宅または集合住宅に設置する場合は、都留市に住民票があることが要件となります。 ただし、集合住宅の所有者等の場合は、都留市に住民票がなくても、都留市内に所有する集合住宅に設置するのであれば補助対象となります。
15	補助対象	借家（戸建住宅）に住んでいる場合の設置は、補助対象となりますか。	対象となります。ただし、賃貸借のルール上、宅配ボックス等の設置が可能であり、借家の所有者等から許可を得ていることが必要となります。
16	補助対象	集合住宅（賃貸）で、自分の部屋の玄関前で使用する宅配ボックスは補助対象となりますか。	対象となります。ただし、賃貸借のルール上、宅配ボックス等の設置が可能であり、集合住宅の所有者等から許可を得ていることが必要となります。
17	補助対象	現在、集合住宅を建築中であり、以前から宅配ボックスを設置する予定で建築業者に依頼をしていましたが、まだ建築業者は宅配ボックス自体の発注は行っていない。どのようにすれば補助対象になりますか。	既存の住宅に設置する場合は対象となります。集合住宅を建築後に宅配ボックスを購入し、建築基準法に規定する検査済証の写しを添付して申請してください。 なお、宅配ボックス本体の購入費が補助対象となり、設置費、工事費等は対象外となりますので、ご承知おきください。
18	補助対象	現在、新築戸建住宅を建築中であり、これから宅配ボックスを設置する場合は補助対象となりますか。	申請者が居住する既存の住宅に設置する場合は対象となりますので、戸建住宅を建築後に宅配ボックスを購入し、住民票を建築した戸建住宅の住所に異動してから申請してください。なお、設置費、工事費等は対象外となりますので、ご承知おきください。
19	補助対象	未販売の建売住宅に、住宅メーカーが宅配ボックスを設置する場合は補助対象となりますか。	対象となりません。既存の戸建住宅に居住している方が設置する宅配ボックスが対象となります。
20	補助対象	宅配ボックスが設置されている建売住宅を購入した場合、この宅配ボックスは補助対象となりますか。	対象となりません。既存の戸建住宅に居住している方が設置する宅配ボックスが対象となります。
21	補助対象	集合住宅の宅配ボックスの購入費について、所有者の負担がなく、共益費などの管理費で相殺する場合、補助対象となりますか。	所有者に購入費用の負担がないため、補助対象とはなりません。
22	申請条件	設置者（購入者）と申請者が異なる場合、申請できますか。	設置者（購入者）と申請者は同一である必要があります。
23	申請条件	申請者の代理の者が申請することはできますか。	申請に必要な書類が整っていれば、同一世帯の方であれば可能です。
24	申請条件	補助金の振込先の口座名義が申請者と異なってもよいですか。	補助金の振込先は、申請者本人の口座としております。※申請者は、設置者（購入者）と同一となります。

都留市宅配ボックス購入費補助金に関するよくある質問とその回答

No.	項目	質問	回答
25	申請条件	宅配ボックスを購入後、申請書類の提出期限はありますか。	令和7年度の申請書類の提出期限は、 <u>令和8年2月28日まで</u> となります。期限を過ぎた場合、補助金を交付できませんので、ご注意ください。 提出書類に不備がありますと受付出来ませんので、ご注意ください。 予算の上限に達した時点で、受付終了となりますので、あらかじめご了承ください。
26	申請条件	申請書類の提出方法はどのようなものがありますか。	提出方法は、窓口への提出（都留市役所市民課）になります。
27	申請条件	申請書を書き間違えました。どうすればよいですか。	新しい申請書に書き直していただくか、訂正箇所には二重線を引いて正しい内容を記入してください。金額を誤記された場合は、必ず新しい申請書に書き直してください。消えないペンで記入してください。
28	申請条件	申請書に添付する書類でコピーを忘れた書類について、市でコピーしてもらえますか。	市役所ではコピーはできませんので、コピーを忘れずにご準備いただきますようお願いいたします。
29	申請条件	交付決定通知を受け取ってから、口座に入金されるまでどの程度の期間がかかりますか。	申請数の状況により入金に要する期間は異なりますが、概ね2～3週間程度となります。
30	申請条件	家族所有の戸建住宅に設置する場合、所有者以外も申請できますか。	その戸建住宅に居住している方は、所有者から設置許可を得ている場合は申請が可能です。
31	申請条件	賃貸物件を管理している不動産会社などが申請することができますか。	集合住宅については所有者または管理組合が申請することが原則です。 なお、戸建住宅の賃貸物件については居住者のみが申請可能であり、所有者等から許可を得ていることが必要となります。
32	対象経費	補助対象経費について、消費税は税込、税抜のどちらになりますか。	税抜きとなります。領収書に税額の内訳の記載がない場合、購入金額を割り戻して税抜き価格を算出してください。 【補助対象額】以下の計算で算出 ●領収書に税額の記載がない場合 ・税込み価格 ÷ 1.1 ※小数点以下は切捨 ●領収書に税額の記載がなく、ポイントを利用した場合 ・（税込み価格－ポイント利用分） ÷ 1.1 ※小数点以下は切捨
33	対象経費	宅配ボックスの配送料は、補助対象経費となりますか。	対象となりません。
34	対象経費	宅配ボックスの取付工事費用は、補助対象経費となりますか。	対象となりません。
35	対象経費	宅配ボックスはすでに購入していますが、設置に必要な付属品や工事費は補助対象経費となりますか。	対象となりません。宅配ボックス本体の購入費用が対象となり、設置するための付属品や工事費は対象外となります。
36	対象経費	販売店で値引きを受けた場合、補助対象はどのようにになりますか。	本体購入費（税抜）とは、値引き後の価格を指します。このため、値引き後の支払額（税抜）が補助対象となります。
37	対象経費	販売店やインターネット（ECサイト）などで独自ポイントを使用した場合、補助対象はどのようにになりますか。	ポイント値引きなどの企業発行ポイント利用分は補助対象とはならず、実際に支払った金額（税抜）が補助対象となります。
38	対象経費	購入に伴い販売店やインターネット（ECサイト）などで付与されるポイントは、購入費用から減額されますか。	支払金額に応じて付与される企業発行ポイントは考慮しませんので、購入費用から減額する必要はありません。

都留市宅配ボックス購入費補助金に関するよくある質問とその回答

No.	項目	質問	回答
39	対象経費	クレジットカードや電子マネー決済などで支払った場合、補助の対象となりますか。	対象となります。ただし、購入に要した費用がわかる領収書（購入店、購入日、購入金額、購入品名、ポイント支払額が確認できるもの）が必要となります。購入の際に販売店やE Cサイトに領収書の発行が可能か、事前にご確認ください。
40	対象経費	戸建住宅に設置する宅配ボックスを購入し、本体価格30,000円(税抜)、送料1,000円、設置工事費10,000円(税抜、部品含む)の場合、補助金申請額はいくらになりますか。	補助対象経費の2分の1に相当する額（100円未満切り捨て）または10,000円のいずれか低い額となります。 $30,000円 \times 1/2 = 15,000円$ と上限額10,000円を比較し低い額となるため <u>10,000円</u> となります。 ※送料1,000円、設置工事費10,000円は補助対象外となります。
41	対象経費	集合住宅(総戸数10戸)に設置する宅配ボックス(扉数5個)を購入し、本体価格150,000円(税抜)、送料10,000円、設置工事費20,000円(税抜、部品含む)の場合、補助金申請額はいくらになりますか。	補助対象経費の2分の1に相当する額（100円未満切り捨て）または集合住宅の総戸数もしくは購入した宅配ボックスの扉数のいずれか少ない数に10,000円を乗じた額のいずれか低い額となります。 $150,000円 \times 1/2 = 75,000円$ と総戸数10と扉数5の少ない数となる $5 \times 10,000円 = 50,000円$ が上限額となるため <u>50,000円</u> となります。 ※送料10,000円、設置工事費20,000円は補助対象外となります。
42	提出書類	申請書類の様式等はどこで入手できますか。	市のホームページからダウンロードできます。ダウンロードが難しい場合は、都留市役所1階市民課でお渡しできます。
43	提出書類	領収書には、金額の他にどのような情報が記載されている必要がありますか。	購入に要した費用がわかる領収書（購入店、購入日、購入金額、購入品名、ポイント支払額が確認できるもの）が必要となります。（様式は問いません）
44	提出書類	領収書を紛失した場合、申請できますか。	申請できません。領収書は必ず必要となります。
45	提出書類	領収書の代わりに納品書または請求書を提出することは可能ですか。	不可となります。納品書または請求書では、代金を支払ったかどうかを確認できないからです。
46	提出書類	領収書は原本を提出する必要がありますか。	原本での提出をお願いします。
47	提出書類	通販等でクレジットカード決済を利用した場合、領収書には注文日しか記載されていませんが、購入日をいつにしたらよいですか。	その場合は、注文日を購入日とみなします。
48	提出書類	宅配ボックス設置後の写真はどのようなものが必要ですか。	ご自宅等への設置状況がわかるように、宅配ボックスの全景が確認できる写真が必要となります。
49	予算額	補助金の予算額に上限はありますか。ある場合、予算額を超えた場合はどのようになりますか。	補助金の予算額上限に達した場合は、申請期間中であっても受付を終了します。
50	制限等	補助金の交付を受けた宅配ボックスの使用期間などに制限はありますか。	補助事業により取得した価格又は効用の増加した価格が単価5万円を超える場合は、市長が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案した期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。 ※減価償却資産の耐用年数等に関する省令の該当部分としては、原則、「器具及び備品」のうち、「6.容器及び金庫」の「その他のもの」に該当すると考えますので、金属製のもの3年、その他のもの2年が耐用年数となります。